

住宅省エネキャンペーンにおける3省連携(新築)

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、新築住宅の省エネ化への支援を強化する必要。

国土交通省及び環境省による「住宅の新築・購入」を支援する補助制度と、経済産業省による「蓄電池の設置」を支援する補助制度について、3省の連携により、各事業を組み合わせることで併用を可能とする。

対象

対象世帯	工事内容※1,2	対象住宅	補助額																								
すべての世帯	<ul style="list-style-type: none"> 注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入 賃貸住宅の新築 	<p>GX志向型住宅</p> <p>○下記の①及び②に適合するもの</p> <p>①断熱等性能等級「6以上」 ②一次エネルギー消費量の削減率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>戸建住宅</th> <th>一般</th> <th>寒冷地等</th> <th>都市部狭小地等</th> <th>共同住宅</th> <th>3階建以下</th> <th>4・5階建</th> <th>6階建以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再エネ除く</td> <td colspan="3">35%以上</td> <td>再エネ除く</td> <td colspan="3">35%以上</td> </tr> <tr> <td>再エネ含む</td> <td>100%以上</td> <td>75%以上</td> <td>—</td> <td>再エネ含む</td> <td>75%以上</td> <td>50%以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	戸建住宅	一般	寒冷地等	都市部狭小地等	共同住宅	3階建以下	4・5階建	6階建以上	再エネ除く	35%以上			再エネ除く	35%以上			再エネ含む	100%以上	75%以上	—	再エネ含む	75%以上	50%以上	—	160万円/戸
戸建住宅	一般	寒冷地等	都市部狭小地等	共同住宅	3階建以下	4・5階建	6階建以上																				
再エネ除く	35%以上			再エネ除く	35%以上																						
再エネ含む	100%以上	75%以上	—	再エネ含む	75%以上	50%以上	—																				
子育て世帯等※3	<ul style="list-style-type: none"> 注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入 賃貸住宅※4,5の新築 (主たる入居世帯を子育て世帯等とするもの) 	長期優良住宅※6	建替前に居住していた住宅等を除却する場合※8	100万円/戸																							
			上記以外の場合	80万円/戸																							
		ZEH水準住宅※7	建替前に居住していた住宅等を除却する場合※8	60万円/戸																							
			上記以外の場合	40万円/戸																							

+

蓄電池を設置する場合の補助事業

以下の補助事業を組み合わせることで併用可能(併用可)。

	補助概要	補助率
DR※に対応したリソース導入拡大支援事業(仮)	DRに活用可能な家庭用等蓄電システムの導入を支援	1/3以内

※ デマンド・リスポンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。

※1: いずれのタイプでも、対象となる住戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。
 ※2: 以下の住宅は、原則対象外とする。
 ①「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
 ②「災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)」に立地する住宅
 ③「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
 ④「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)」に該当する区域に立地する住宅
 ※3: 「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」
 ※4: 賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。
 ※5: 申請ができる戸数の上限は、※1及び※4に該当する戸数の50%とし、下記を満たすこととする。
 ・新築時最初の入居募集(3か月間)は、対象を子育て世帯等に限定する。(当該期間中に入居者を確保できなかった場合は、子育て世帯等以外の世帯を入居させることも可能)
 ・「子育て世帯等」向けに、補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を設定する。
 ※6: 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、地方公共団体にて認定を受けたもの。
 ※7: 断熱等性能等級「5以上」かつ再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量の削減率「20%以上」に適合するもの。
 ※8: 住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主(その親族を含む)が所有する住宅を除却する場合。